

関西電力の夏の節電対策についての学習院大学八田達夫氏のご意見

1. まず、関電は、原発を再稼働しない場合も、揚水と融通で、夏を切り抜けられる可能性が高いと思います。
2. 万一、揚水と融通をしても、逼迫する時間帯があるならば、①大口需要家に対する時間帯ごとの電力遮断の前日入札制の導入と、②大口需要家へのリアルタイム価格（上記入札制の落札価格）による節電精算制（ネガワット支払い）が決め手だと思っています。

①の「時間帯ごとの電力遮断の前日入札制」とは、時間帯ごとの電力遮断に対して支払う調整料金を前日に入札するというものです。必要な全体遮断量に対応した最高入札価格をリアルタイム価格とし、入札に参加した全需要家には、去年のその時間帯におけるその需要家の使用量とリアルタイム価格の積が支払われます。すなわち、最高入札価格より安く入札した需要家にもこのリアルタイム価格が適用されます。

先日、電力改革システム専門委員会で、関電の香川副社長が、従来型の需給調整契約の拡大交渉をしていると話しておられましたが、（遮断時間への報酬ではなく）通常料金を安くするだけの契約を交渉しておられるとのことでした。しかしそのような交渉では得られる参加者数は、たかが知れています。遮断時間帯ごとの入札にすることによって応募数を飛躍的に増やせるだろうと思います。既に需給調整契約をしている需要家には、新制度に入札して時間ごとの高い報酬を得るか、現行契約を続けるかのチョイスを与えればいいと思います。

②の「リアルタイム価格による節電精算制」とは、電力会社と特別に契約していない一般の大口需要家が、去年の同時間の使用量よりも少なく使用した場合には、その節電分に対してリアルタイム価格によって電力会社が購入するというものです。（なお、この制度を導入する際には、30分同時同量制は廃止し、PPSの超過発電量もリアルタイム価格で買い取ることにします。）どの大口企業も電力購入をゼロにする必要はなく、この制度の恩恵を得ることができます。幾分でも昨年よりも下げたならば、その分に対して支払を受けることができるわけです。これは広範囲の需要家の節電を引き起こすでしょう。

ところで、広範囲の需要家が節電をするということは、リアルタイム価格が高くなる時間帯自体が、極めて短くなることを意味します。

3. 上のスキームをすると、短い期間だとはいえ、費用はある程度かかります。しかし、計画停電や福島原発の事故原因の究明前の原発運転などがもたらす社会的コストに比べれば、遙かに小さいと思っています。

4. 結局この新制度のための節電奨励費用をどう負担するかが問題になると思います。

これに対しては次のように考えています。

第1に、そもそもこれまでの需給調整契約は、電力会社の負担で賄ってきたわけだから、今度の場合もそうするのが自然でしょう。

第2に、このような夏の一定時間に限った節電補助金は、供給安定化のためなのだから、元来ならば、託送料金に上乗せすべきだと思います。そのような法律的な可能性があるかどうかを探るべきだと思います。

第3に、どうしても今の法律で託送料金に乘せられないならば、一定額までは、電力会社の負担とするが、それから上は、託送料金なり政府、自治体が負担するということがあってもいいかもしれません。

よろしくご検討ください。

八田達夫